相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県萩市大字土原二〇番地、最後の住所山口県萩市大字今古萩町四八番地一今古萩団地A棟一〇五号　被相続人　亡　永田　實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十一日

山口県山口市駅通り二丁目一番一九号判四郎ビル二〇一号

相続財産管理人　清水　茂美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山口市小郡下郷二〇一二番地、最後の住所山口県山口市鋳銭司三三八一番地

被相続人　亡　吉山　千里

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十一日

山口県山口市小郡下郷二一八九番地一

相続財産管理人　山下晃太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県阿蘇郡小国町大字北里四二一五番地、最後の住所熊本県阿蘇郡小国町大字宮原二七五八老人ホームいのやど荘

被相続人　亡　梶原　シナ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十一日

熊本県熊本市中央区岡田町一五番二号

相続財産管理人　弁護士　坂本　仁郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分市三佐四丁目七八番地、最後の住所大分市大在北四丁目二番九号

被相続人　亡　藤澤　勝久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十一日

大分市城崎町二丁目二番一六号ヨグゼグリーンヒル城崎一一〇一

相続財産管理人　足達　哲莞

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山口市下小鯖一五〇二番地、最後の住所大分県由布市湯布院町三上一四八七番地六

被相続人　亡　石井　美浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月十一日

大分県玖珠郡九重町大字右田一〇二八番地の三

相続財産管理人　大野　祐介

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成24年９月11日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①株式会社エヌ・ケー・ツーリスト　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5087号　④株式会社エヌ・ケー・ツーリスト　東京都港区新橋六丁目22番１号　代表取締役　中村勉　⑤本社営業所　東京都港区新橋６丁目22番１号新橋ローズビル６階　⑥平成13年11月20日　⑧平成23年11月20日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区新橋六丁目22番１号　株式会社エヌ・ケー・ツーリスト　代表取締役　中村勉

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成24年９月11日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のAは保証社員の地位を失った場合、Bは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

A　①有限会社トップツアーズ　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2425号　④有限会社トップツアーズ　大阪市住吉区帝塚山中５－８－25　⑥平成19年７月31日　⑦平成24年７月31日　⑧60万円　⑨300万円

A　①有限会社飛騨トラベルサービス　②第３種旅行業　③岐阜県知事登録旅行業第３－50号　④有限会社飛騨トラベルサービス　飛騨市神岡町船津1304番地　取締役　小椋康宏　⑤本社営業所　飛騨市神岡町船津1304番地　⑥昭和45年２月２日　⑦平成24年８月13日　⑧60万円　⑨300万円